

# ○就労継続支援A型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合	自己評価未公表減算	身体拘束廃止未実施減算
イ 就労継続支援A型サービス費 (I) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (724単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×85/100	利用者全員について、1日につき6単位を減算
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (692単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (676単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (655単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (527単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (413単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (319単位)					
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (643単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (615単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (601単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (583単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (468単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (367単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (282単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (605単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (578単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (565単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (547単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (439単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (344単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (265単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (593単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (568単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (555単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (536単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (432単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (338単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (260単位)					
	(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (574単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (547単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (534単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (518単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (416単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (327単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (252単位)					
ロ 就労継続支援A型サービス費 (II) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (660単位)	×965/1,000	×70/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (630単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (616単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (597単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (480単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (376単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (290単位)					
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (588単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (563単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (549単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (532単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (426単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (335単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (258単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (546単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (522単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (510単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (494単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (397単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (312単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (240単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (535単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (511単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (499単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (484単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (388単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (305単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (235単位)					
	(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (516単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (493単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (482単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (467単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (375単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (295単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (226単位)					

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) (1日につき15単位を加算)	ロ 福祉専門職員配置等加算(II) (1日につき10単位を加算)	ハ 福祉専門職員配置等加算(III) (1日につき6単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)						
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) 障害者福祉会・福祉施設等/利用者が100分の50)	(1) 定員20人以下 (1日につき56単位を加算)	(2) 定員21人以上40人以下 (1日につき50単位を加算)	(3) 定員41人以上60人以下 (1日につき47単位を加算)	(4) 定員61人以上80人以下 (1日につき46単位を加算)	(5) 定員81人以上 (1日につき45単位を加算)	
		ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) 障害者福祉会・福祉施設等/利用者が100分の25)	(1) 定員20人以下 (1日につき28単位を加算)	(2) 定員21人以上40人以下 (1日につき25単位を加算)	(3) 定員41人以上60人以下 (1日につき24単位を加算)	(4) 定員61人以上80人以下 (1日につき23単位を加算)	(5) 定員81人以上 (1日につき22単位を加算)